

令和4年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について】

(令和5年8月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和4年度の監査テーマ

「東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和5年6月末日時点）

1ページから3ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和5年6月末日時点）

4ページから16ページのとおり

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和5年6月末日)
1		○	各課における目標設定について	税制課	措置済み
2		○	行政サービスセンターとの連絡引継簿	税制課	措置済み
3		○	(たばこ税) 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	税制課	措置済み
4		○	(たばこ税) 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	税制課	措置済み
5		○	(入湯税) 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	税制課	措置済み
6		○	(入湯税) 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	税制課	措置済み
7		○	(入湯税) 課税免除の金額的根拠の明確化	税制課	措置済み
8		○	(入湯税) 申告内容の適否の確認のための調査の実施の検討	税制課	措置済み
9		○	(入湯税) 入湯税の対象となる鉱泉浴場の検証の形跡	税制課	措置済み
10		○	(法人市民税) 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	税制課	措置済み
11		○	(法人市民税) より充実したマニュアルの整備	税制課	措置済み
12		○	(事業所税) 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	税制課	措置済み
13		○	(事業所税) 申告内容の適否の検証のための調査の実施の検討	税制課	措置済み
14		○	(事業所税) より充実したマニュアルの整備	税制課	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和5年6月末日)
15		○	(軽自動車税) USBメモリの使用	税制課	措置済み
16		○	(個人市民税) 未申告者に係る実態調査について	市民税課	検討中
17		○	(個人市民税) USBの使用について	市民税課	措置済み
18		○	(個人市民税) 減免要件の見直しについて	市民税課	検討中
19	○		(個人市民税) 災害に関する減免の認定について	市民税課	検討中
20		○	(固定資産税) 課税保留の解消に向けた中長期的かつ継続的な取り組み	固定資産税課	措置中
21		○	(固定資産税) 償却資産の調査手法について	固定資産税課	措置中
22		○	(固定資産税) 課税保留や課税免除等、地方税法や条例等に具体的な規定がない事象の手續の明確化	固定資産税課	措置予定
23	○		東大阪市税徴収事務提要の更新	納税課	措置予定
24		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託に係る受託可能な事業者の把握	納税課	措置済み
25		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約に係る受託可能な事業者の把握	納税課	検討中
26		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	納税課	措置済み
27		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	納税課	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和5年6月末日)
28	○		収納金等内訳書の押印漏れ	日下行政サービスセンター	措置済み
29	○		個人情報が記載されている税務関係書類の保管状況について	布施駅前行政サービスセンター	措置済み
30		○	行政サービスセンターにおける現金カウンターの導入	市民生活総務課	措置済み
31		○	マニュアルの点検について	市民生活総務課	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
1	49 ページ		○	各課における目標設定について	税務部として統一し共有された目標でなくとも、税務部各課が主体的にPDCAサイクルを整備して運用するための目標が定められているべきである。定量的かどうかにかかわらず、何らかの業務改善を図るための目標が全ての課で適切に設定されているかどうかについて再度点検するべきである。	税制課	税務部各課が主体的にPDCAサイクルを整備し、運用するため、年度ごとに作成する税務部運営方針において、令和5年度から各課で業務改善の目標を設定し、取り組むことといたしました。	措置済み
2	50 ページ		○	行政サービスセンターとの連絡引継簿	市民サービスの向上と安定して一貫性のある業務を遂行するために、行政サービスセンターから問い合わせを受けた事項について個々に記録を残して担当者間の連絡引継が可能となるような書類の整備をするべきである。	税制課	税務部各所管課にて、特殊な対応等で情報共有が必要な留意事項がある場合は、所管課で共有できる様式を作成し、ファイルを共有できるよう整備しております。	措置済み
3	74 ページ		○	(たばこ税) 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	過去に、納税義務者に対する調査(地方税法第470条)が実施されたことはない。大阪府が一定頻度で調査しているため、重複して調査を実施する必要性が相対的に低いことは理解はするものの、市としてはどういった場合に実施するのかを事前に検討しておくことが望まれる。	税制課	申告内容に疑義があるとき(大阪府提供のデータと不一致の場合等)や、期限後申告書の提出指導に応じない場合は、調査する運用とします。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
4	74 ページ		○	(たばこ税) 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	国や大阪府がどういったサイクルで検査や調査を実施しているのかについて把握しておく必要がある。	税制課	大阪府等にたばこ税の納税義務者に対する検査・調査の運用状況について照会し、実施状況について把握しました。	措置済み
5	78 ページ		○	(入湯税) 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	納税義務者の範囲(宿泊の取扱いも含む。)、課税免除の範囲を再考のうえ明確にするべきである。	税制課	納税義務者の範囲、課税免除の範囲について、他自治体の取扱いを調査し、検討いたしました。その結果、本市の基準を整備のうえ、市税条例に明記することとし、令和5年第2回定例会において当該条例を改正いたしました。	措置済み
6	78 ページ		○	(入湯税) 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	納税義務者の範囲(宿泊の取扱いも含む。)、課税免除の範囲を条例、規則、取扱要綱等に明記することも検討する必要がある。	税制課	納税義務者の範囲、課税免除の範囲について、他自治体の取扱いを調査し、検討いたしました。その結果、本市の基準を整備のうえ、市税条例に明記することとし、令和5年第2回定例会において当該条例を改正いたしました。	措置済み
7	78 ページ		○	(入湯税) 課税免除の金額的根拠の明確化	物価の上昇等の経済環境や時代の変化等にも鑑み課税免除の金額的根拠について再度検討し明確化するべきである。	税制課	課税免除の利用料金基準については、検討の結果、物価変動を考慮した基準額を設けることといたしました。整理番号5、6の措置内容とあわせて、令和5年第2回定例会において条例を改正し、規則に金額的根拠を明記することといたしました。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
8	78 ページ		○	(入湯税) 申告内容の適否の確認のための調査の実施の検討	過去に、入湯税の特別徴収義務者に対する調査(地方税法第701条の5)が実施されたことはない。どういった場合に実施することが必要なのかも含めて、調査の実施の要否について毎年度事前に検討しておくことが必要である。また、適正な申告が行われることを確保するための牽制として、一定頻度での調査の実施を検討することが望まれる。	税制課	入湯税の適正な申告、納入を指導することを目的として、入湯税の調査の詳細な事項を定める要領を令和5年6月に作成いたしました。 今後は、要領に則り、調査の要否を検討し、運用してまいります。	措置済み
9	78 ページ		○	(入湯税) 入湯税の対象となる鉱泉浴場の検証の形跡	漏れなく入湯税を課税し課税の公平性を維持するためにも、市内の浴場を一覧化しその検証の形跡を残すべきである。	税制課	温泉利用の所管課に、市内施設の情報提供を依頼し、市内の全温泉利用施設が入湯税の対象となる鉱泉浴場に該当するかを検証いたしました。 その結果、新たに鉱泉浴場に該当する施設は無いことを確認し、検証の記録を残すようにいたしました。	措置済み
10	89 ページ		○	(法人市民税) 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいないものの、時系列で法人市民税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理すべきである。	税制課	令和5年4月より、法人市民税の申告漏れ及び未申告に関するフォロー状況を時系列で一元管理しています。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
11	89 ページ		○	(法人市民税) より充実したマニュアルの整備	「未申告法人への申告勧奨マニュアル」というマニュアルを設けている。マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した2頁程度の簡易的なものであり、具体的な手順や、どのように確認や調査・照会等を行えばよいかを示されていない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである。	税制課	組織として業務の水準を維持できるように、具体的な手順を記載した詳細なマニュアルを令和5年4月に新たに作成いたしました。	措置済み
12	94 ページ		○	(事業所税) 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいないものの、時系列で事業所税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れに関するフォロー状況を一元管理すべきである。	税制課	令和5年4月より、事業所税の申告漏れ及び未申告に関するフォロー状況を時系列で一元管理しています。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
13	95 ページ		○	(事業所税) 申告内容の適否の検証のための調査の実施の検討	過去から事業所税の納税義務者に対する調査(地方税法第701条の35)を不定期に実施してはいるものの、どのようなケースで調査を実施するかが明確に定まっていない。どういった場合に地方税法上の調査を実施することが必要となるのかも含めて、調査の実施の要否について事前に検討しておくことが必要である。限られた人員で業務を遂行しておりマンパワーに限りがあるとはいえ、適正な申告が行われることを確保するための取り組みとして、一定頻度での調査の実施を検討すべきである。	税制課	令和5年4月、「未申告法人への対処マニュアル」を作成し、貸付申告書や固定資産税情報で床面積が800㎡超と思われる法人を発見した場合や、法人市民税申告情報で従業者数が80名超と思われる法人を発見した場合について、その都度調査を行うことといたしました。	措置済み
14	95 ページ		○	(事業所税) より充実したマニュアルの整備	「未申告法人への対処マニュアル」というマニュアルを設けている。マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した4頁程度の簡易的なものであり、具体的な手順や、どのように確認や調査等を行えばよいかを示されていない。法人市民税係が現在自主的に行っているような、申告内容が大きく変動したときには納税義務者に電話連絡等を行うこと含めるとともに、ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである。	税制課	組織として業務の水準を維持できるように、具体的な手順を記載した詳細なマニュアルを令和5年4月に新たに作成いたしました。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
15	109 ～ 110		○	(軽自動車税) USBメモリの使用	USBの使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行ってはいるものの、個人情報の取り扱いを行う以上、情報漏洩リスクを最小限に抑える必要があるため、例えば、使用する端末を隣同士に並べ、物理的距離を極力なくし、紛失リスクを最小限にしたうえで作業を行う方法等を幅広く検討すべきである。	税制課	USBを使用する際は、使用する端末同士を隣に並べ、物理的距離を最小限にした上で作業をすることを徹底し、情報漏洩リスクを最小限に抑えるようにいたしました。	措置済み
16	135 ～ 136		○	(個人市民税) 未申告者に係る 実態調査について	8月時点までの未申告者への申告書発送を行っているが、それ以降は申告を促すことは特にしていない。未申告者については、非課税であるとの明確な根拠はなく、課税所得があるにも関わらず、申告していない可能性があるため、課税の公平性及び税収確保の観点から、未申告者に係る実態調査を実施すべきである。また、8月時点までの未申告者に関する申告書発送について、効果を測定するため未申告者の申告状況について、分析調査を行うべきである。	市民税課	8月時点までの未申告者への申告書発送について、収入の有無を把握した上での発送ではなく、無収入者については申告の義務がないことから、申告状況からの分析を行うことが困難な状況です。また、課税資料等がない未申告者の実態調査の方法についても現実的に可能な手段の検討が必要であり、措置を行うことができるかどうかの点から検討しています。	検討中

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
17	135 ページ		○	(個人市民税) USBの使用について	令和3年度中、市民生活部医療保険室保険料課からデータを入手する際に、USBを利用していた。USBの使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行っているが、個人情報の取り扱いを行う以上、紛失・盗難といったリスクを最小限に抑える必要がある。	市民税課	市民生活部医療保険室保険料課との共有フォルダを設定し、当フォルダ上でデータの共有を行う運用へと変更しました。	措置済み
18	136 ページ		○	(個人市民税) 減免要件の見直しについて	同規模の市や大阪府下の市町村の市税条例、市税条例施行規則等も参考として、減免要件を検討すべきである。	市民税課	他市の状況および本市の現況、そして地方税法の趣旨を鑑みて要件を検討してまいります。	検討中

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
19	140 ページ	○		(個人市民税) 災害に関する減免の認定について	減免割合は、居住する家屋又は家財について受けた損害の金額及び前年の総所得金額を基準として求められるが、うち火災を原因とした災害を被ったことによる被害の金額については現在の事務処理上、金額を把握していない。また、災害を被ったことによる被害の金額から控除すべき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額についても同様である。	市民税課	被害金額やそこから控除されるべき金額について事務処理上把握するための実施手段や開始時期等を検討中です。	検討中
20	160 ページ	○		(固定資産税) 課税保留の解消に向けた中長期的かつ継続的な取り組み	課税保留について、令和3年度の固定資産税に係る土地577件の課税保留の要因はさまざまであるが、東大阪市の取り組みによって解消が見込まれるものについては解消に向けた取り組みを中長期的に計画し推進する必要がある。今後の課税保留の解消の計画立案に向けた情報収集をする等の具体的な取り組みが求められる。家屋18件についても同様である。	固定資産税課	課税保留の解消についてはこれまでも取り組んできたところですが、引き続き課税保留としている物件について、改めて精査をし、解消に向けた取り組みを推進してまいります。また、課税保留に関する税制改正や通知を注視し、適宜対応してまいります。	措置中

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
21	160 ページ		○	(固定資産税) 償却資産の調査 手法について	現状補助金等を財源として取得したと思われる償却資産を対象とした調査は実施されていなかった。補助金等を起点とした調査手法の計画・実施も検討すべきである。	固定資産税課	モノづくり支援室の中小企業設備投資支援補助金を交付している事業者に対し、調査を実施しております。	措置中
22	160 ページ		○	(固定資産税) 課税保留や課税 免除等、地方税法 や条例等に具体 的な規定がない事 象の手続の明確 化	課税保留等地方税法や条例等に具体的な規定がない取り扱いについて、現状は特に手順書やマニュアル等には落とし込みされておらず、過去からの実務慣行及び決裁に則って整理や手続が進められている。また、償却資産税についても積極的に調査を実施しているが、特段これらの調査方針や調査手法がマニュアル化されているわけではない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにもこれらの内容を織り込んだマニュアルを整備することが望まれる。	固定資産税課	課税保留及び償却資産の取扱いにおいて、マニュアルを整備することにより、情報の共有化を目指してまいります。担当職員によって取扱いが異なることがないよう、また知識を引き継いでいくためにも、マニュアルの作成に取り組んでまいります。	措置予定

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
23	191 ページ	○		東大阪市税徴収事務提要の更新	東大阪市税徴収事務提要(平成26年3月31日施行)について、作成途中となっている文章が散見された。2年ごとに見直し、更新することと記載されているが行われていないため、既存の事務提要を更新するか、より実情に即したマニュアルを整備すべきである。	納税課	東大阪市税徴収事務提要の更改については、事務の実情を確認したうえ、新たに作成すべきか、更新すべきかどちらが効率的なのか検討し対応してまいります。	措置予定
24	195 ページ		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託に係る受託可能な事業者の把握	東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務について同業務を実施できる事業者の登録が他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施すべきである。	納税課	当該委託業務の新規参入に係るコストについて調査したところ、委託事業者の変更によるシステム改修にかかる費用が大きく、手数料の減額についてその費用を上回る効果が得られるものでないと確認しております。 そのため、入札に付すことは、総合的な価格面で不利になることが想定されるため、これらの比較の結果、新規参入業者への代替は困難であると考えております。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
25	196 ページ		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約に係る受託可能な事業者の把握	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約について同業務を実施できる事業者の登録が他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施するべきである。	納税課	電子マネーによる収納については、国により全自治体が利用できる地方税の収納サービスが提供されることとなりました。 本項指摘の市独自の収納契約とは、内容の多くが重複することから、内容を精査し、委託すること自体も含め、契約のあり方を検討してまいります。	検討中
26	196 ページ		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	東大阪市コンビニエンスストア収納に係る基本仕様書第11条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。実際に検査が必要となる事故も起こりうることから検査が必要と想定される事例について検討しておくべきである。	納税課	検査が必要と想定される事例については、納税義務者が収納したにも関わらず、収納情報が市に届かず各店舗において着服等の疑いもたれる事象が発生した際などを想定いたしました。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
27	196 シ		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	東大阪市電子マネー収納に係る基本仕様書第11条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。実際に検査が必要となる事故も起こりうることから、検査が必要と想定される事例について検討しておくべきである。	納税課	検査が必要と想定される事例については、納税義務者が収納したにも関わらず、収納情報が市に届かず各事業者において着服等の疑いもたれる事象が発生した際などを想定いたしました。	措置済み
28	210 シ		○	収納金等内訳書の押印漏れ	日下行政サービスセンターにおいて監査人が収納金等内訳書を通査したところ、担当者印漏れ1件、所長印漏れ1件が認められた。	日下行政サービスセンター	指摘された事案については速やかに是正を行っております。令和5年度以降も印漏れ等がないよう、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済み
29	211 シ		○	個人情報記載されている税務関係書類の保管状況について	布施駅前行政サービスセンターにおいて取次ぎを行った現年度分の申告書及び添付書類の簿冊が一部鍵のかからない棚にて保管されていた。当該資料は、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいてレベル1に該当する情報である。施錠ができる環境での保管が必要である。	布施駅前行政サービスセンター	布施駅前行政サービスセンターにおいて取次ぎを行った現年度分の申告書及び添付書類の簿冊について、鍵のかかる保管庫へ移動、施錠のうえ保管いたしました。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
30	212 ページ		○	行政サービスセンターにおける現金カウンターの導入	業務の軽減・効率化、カウントミスの防止の観点から、現金カウンターの導入を検討するべきである。	市民生活総務課	令和5年6月29日に開催した行政サービスセンター所長会議において、現金カウンターの導入の是非について諮ったところ、「可能であれば導入されたい。」との結論に至りました。 これを踏まえて、令和6年度予算において予算要求を行って参ります。	措置済み
31	212 ページ		○	マニュアルの点検について	各行政サービスセンターを所管する市民生活部においては、行政サービスセンターのマニュアルの使用状況を把握するとともに、マニュアルの趣旨を逸脱するような修正が行われてないか、市民生活部が提供したマニュアルにおいて実施しなければならないとされたルールが適切に遵守されているかどうか、定期的に確かめる必要がある。	市民生活総務課	定期的に各行政サービスセンター間でマニュアルを共有することで、使用状況を常に把握し、実際の作業工程と齟齬がないか、適切に遵守できているかについて確認する仕組みを構築しました。	措置済み